

1 制度の概要

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を、東京都から第三者評価機関として指定されている公益財団法人東京都環境公社が評価・認定する制度です。

認定の有効期間は、新規申請の場合は2年後の年度末まで、更新申請の場合は3年後の年度末までです。

2 申請の資格・対象者

(1) 申請の資格

東京都知事又は八王子市長もしくはその両方の産業廃棄物処理業許可を取得し、評価及び認定を受けようとする業の区分において、都内での産業廃棄物処理業の許可取得後1年以上の事業者

(2) 申請にあたって満たすべき条件

評価基準表（P.37～68）で業の区分ごとに自己評価し、基準を満たすこと。
評価の基準については、【9 評価内容及び審査】（P.12）を参照ください。

(3) 対象者

- ① 新規申請： 新たに優良性基準適合認定を希望する事業者
- ② 更新申請： 令和6年3月31日にて認定の有効期間が終了する認定事業者で、令和6年4月1日より継続して優良性基準適合認定を希望する事業者

3 申請区分

(1) 認定の区分は、次の①～②のとおりです。

- ① 産 廃 エ キ ス パ ー ト（第1種評価基準）： 業界のトップランナー的優良事業者
- ② 産 廃 プロ フェ ッ シ ョ ナ ル（第2種評価基準）： 業界の中核的役割を担う優良事業者

(2) 業の区分は、次の①～③のとおりです。許可証と同一の業区分での申請とします。

- ① 収集運搬業（積替え保管を除く）
- ② 収集運搬業（積替え保管を含む）
- ③ 中間処理業

(3) 専門性評価基準

特別管理産業廃棄物における感染性産業廃棄物を扱う場合のみが対象となります。
専門性評価基準のみの単独申請はできません。業の区分に加えて申請してください。

(4) 同時申請

東京都又は八王子市もしくはその両方において複数の業の許可を取得している場合は、取得しているすべての業の区分を申請してください。

(5) 申請受付期間

申請エントリーし作成した申請書類を下記期間内に提出してください。

① 更新申請

- ・ 収集運搬業（積替え保管を除く）の書面受付期間
： 令和5年5月19日（金）～7月14日（金）
- ・ 収集運搬業（積替え保管を含む）の書面受付期間
： 令和5年5月19日（金）～7月21日（金）
- ・ 中間処理業の書面受付期間
： 令和5年5月19日（金）～7月21日（金）
- ・ 収集運搬業 + 中間処理業（同時申請）の書面受付期間
： 令和5年5月19日（金）～7月28日（金）

② 新規申請 : 令和5年5月19日（金）～8月18日（金）

4 申請受付場所（申請書類送付先）

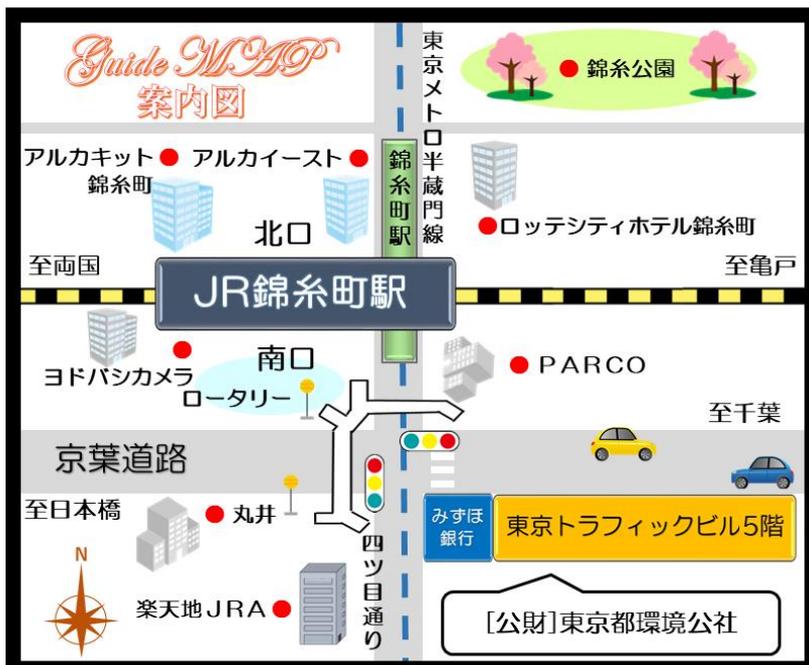
郵便番号 130-0022

住 所 東京都墨田区江東橋四丁目 26 番 5 号 東京トラフィック錦糸町ビル 5 階

名 称 公益財団法人 東京都環境公社 優良性認定評価室

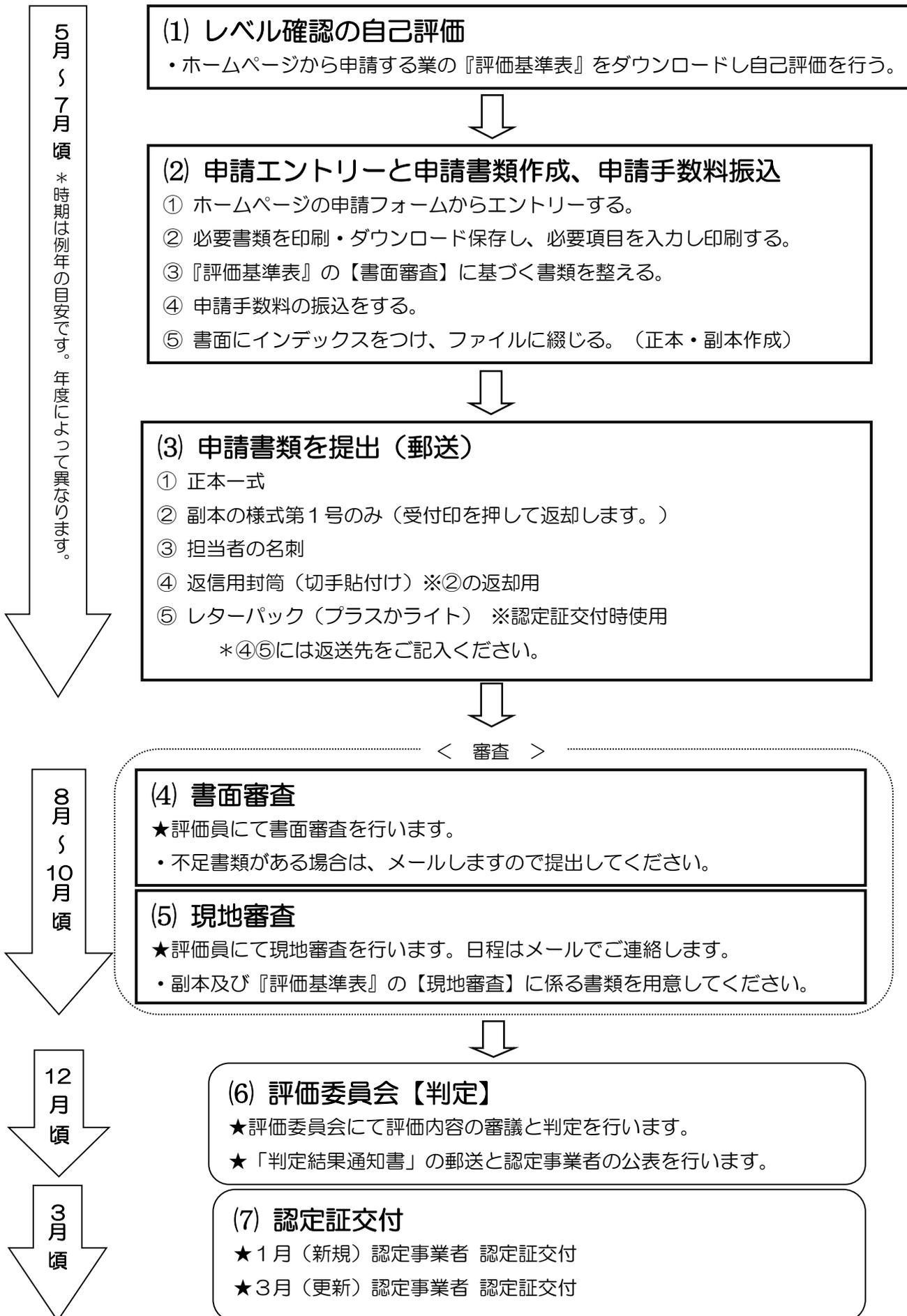
電 話 03-3644-1381
イーサンバイ

【受付場所案内図】



JR 総武本線・東京メトロ半蔵門線
「錦糸町駅（南口）」から 徒歩3分

5 申請から認定・公表までの流れ



6 申請方法

(1) レベル確認の自己評価

まずは、ホームページから申請する業の『評価基準表』をダウンロードして自己評価を付け、認定基準を満たしているか確認してください。

評価基準表の各項目のチェックボックスをクリックし、該当する得点を選び、得点の入力が完了すると、得点率が表示されます。

東京都環境公社ホームページ トップページ → 優良性基準適合認定制度事業 → 令和 5 年度申請について → STEP1. レベル確認の自己評価 よりダウンロードしてください。

(2) 申請エントリー

東京都環境公社ホームページ トップページ → 優良性基準適合認定制度事業 → 令和 5 年度申請について → 申請フォーム より申請エントリーしてください。

東京都環境公社ホームページ：

<https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/certific>
もしくは、右のQRコードから進めます。



(3) 申請用紙等のダウンロード

①ホームページからの申請エントリーが完了すると、下記の画面に移ります。入力された内容が各様式に転記されますが、システム上画面の保存ができません。画面を閉じずに、引き続き様式の印刷及びファイルのダウンロードをしてください。

②入力は【14 申請に係る様式（記入例）】（P.19～P.35）をご参照ください。



以下のページを開いて、全て印刷し、書類を作成してください。

収集運搬業と中間処理業を同時申請される場合、インデックス記号表と様式第1号から様式第7号は1部のみでの提出で結構です。

インデックス記号表 (PDF)	ページを開く	} PDF形式です。 印刷後、 必要事項を記入 してください。
様式第1号 認定申請書 (PDF)	ページを開く	
様式第2号 同意書 (PDF)	ページを開く	
様式第3号 不利益処分に該当しない旨の誓約書 (PDF)	ページを開く	
様式第4号 課税等の状況に関する誓約書 (PDF)	ページを開く	
様式第5号 情報公開に関する確認書 (共通) (PDF)	ページを開く	
様式第7号 労働災害の発生状況に関する自己申告書 (PDF)	ページを開く	
表区入 示力 のし れ書 た ま す が の		
様式第6号 経営状況確認書 (Excel形式)	ファイルをダウンロード	} エクセル形式です。 必要項目を入力後 印刷してください。
評価基準表 (積替え保管を除く) (Excel形式)	ファイルをダウンロード	
評価基準表 (中間処理業) (Excel形式)	ファイルをダウンロード	

(4) 様式第6号「経営状況確認書」及び「評価基準表」の作成

- ① パソコン上にファイルをダウンロード → 名前をつけて保存をしてください。
- ② 様式第6号「経営状況確認書」にもれなく入力し、印刷してください。（記入例 P.33～34 参照）
- ③ 評価基準表では、各項目のチェックボックスをクリックすると、得点がドロップダウンリストより選べるようになっておりますので、自己評価を入力してください。
得点の入力が完了すると、配点合計を満点とした得点率が表示されます。得点率が表示された状態で印刷し、インデックス記号「I」（評価基準表）として提出してください。

(5) 申請書類の提出

受付期間内に申請書類を東京都環境公社まで郵送してください。

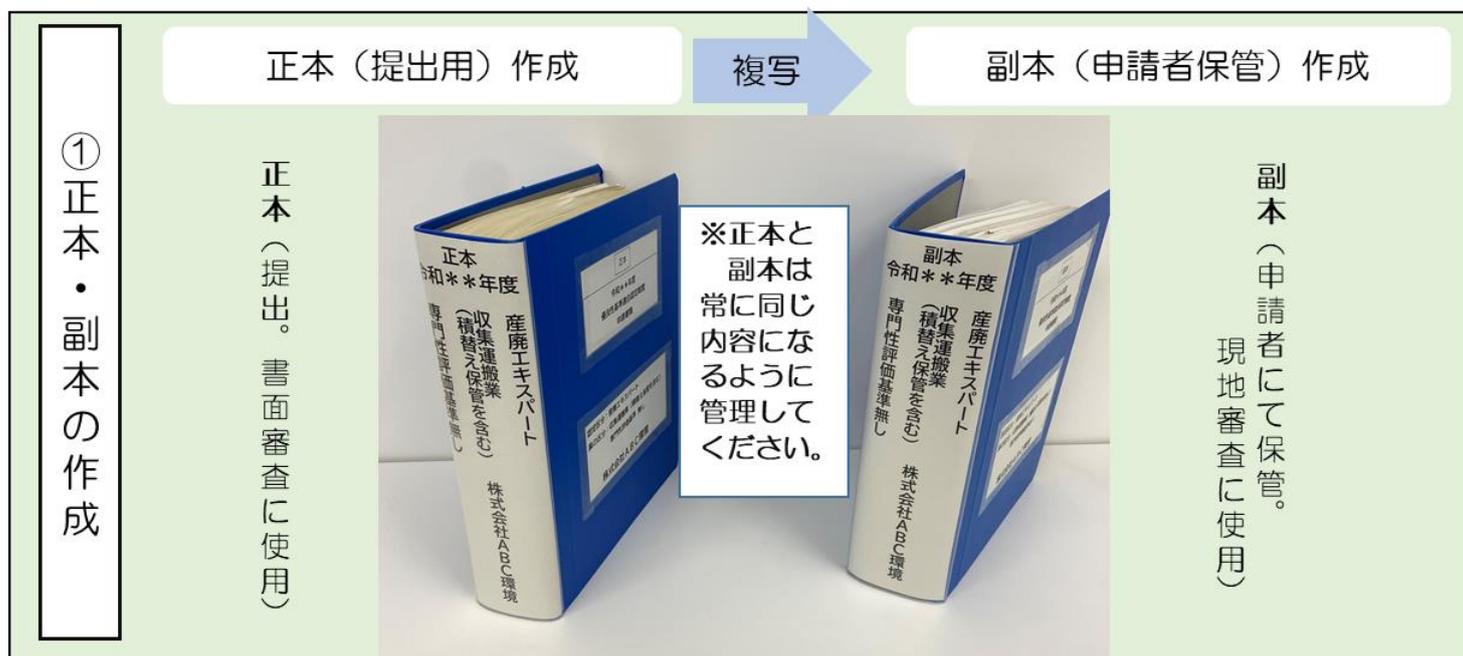
*受領後、事務局で内容を確認し、受付出来ないと判断した場合は一度返却させていただきます。（この場合、送料は申請者の負担となります。）

*書類作成の事前相談等を受け付けております。ご希望の場合は、あらかじめ電話で日時の予約をしてください。（03-3644-1381）

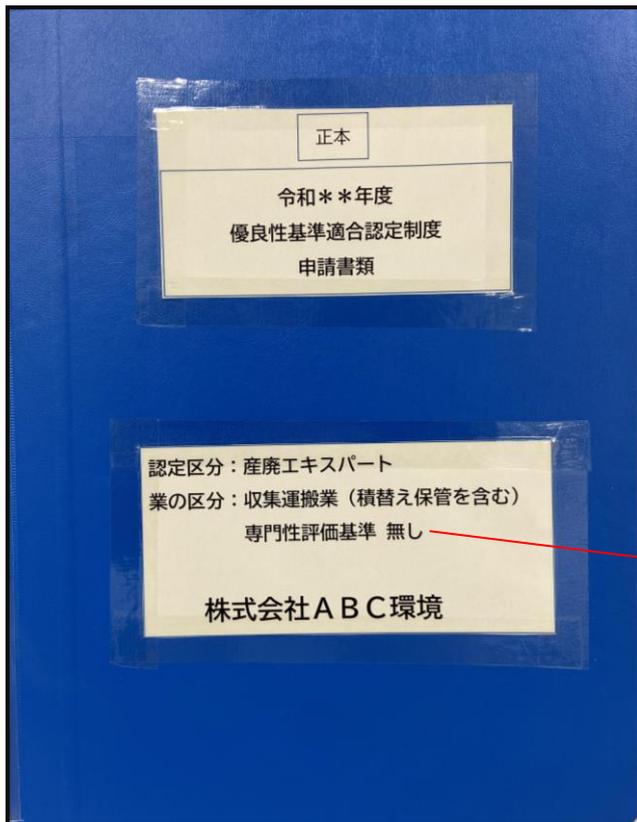
7 申請書類の作成

(1) 申請書類のフロー

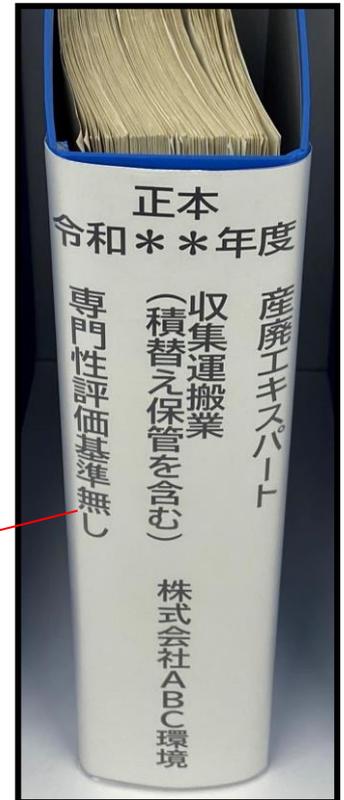
①業の区分ごとに正本・副本を作成してください。正本にて書面審査を行います。審査の過程で追加資料を請求する場合がありますので、その際は副本にも追加した書類を綴じこみしてください。



- ② 申請ファイルの表紙及び背表紙には、下記の記入例のように表示してください。
- ファイル表紙（例） ファイル背表紙（例）



専門性の申請をする場合は「あり」、しない場合は「無し」と記入。



- ③ 【15 インデックス記号表】P.36及び【評価基準表】P.37～68の番号を参照し、アルファベット及び番号を記載したインデックスを順番につけてください。

インデックスの付け方（正本・副本同じものを作成）

1

1番上には「インデックス記号表」を付ける

2

インデックス記号表を見ながらA～Iのインデックスを付ける

インデックス記号	様式名	
A		
B		

3

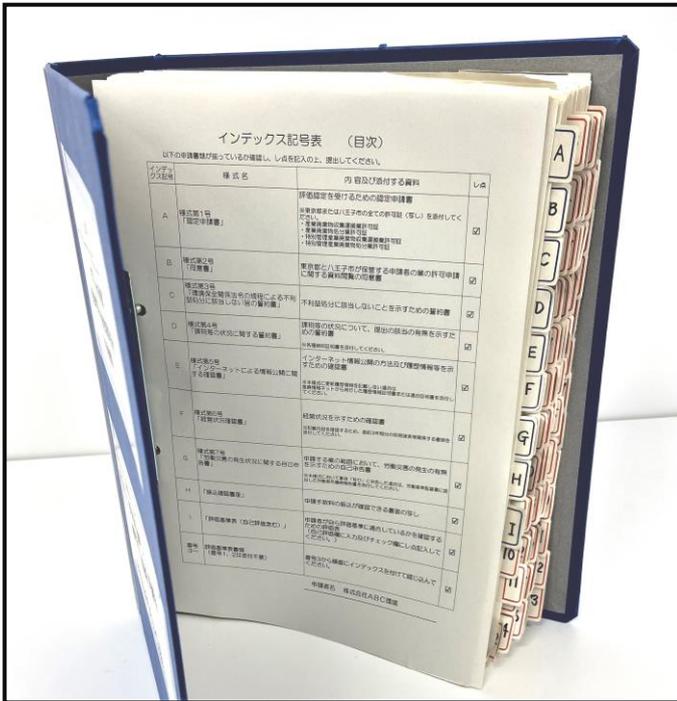
評価基準表を見ながら3～のインデックスを付ける

番号	評価項目・内容等～
3	
4	

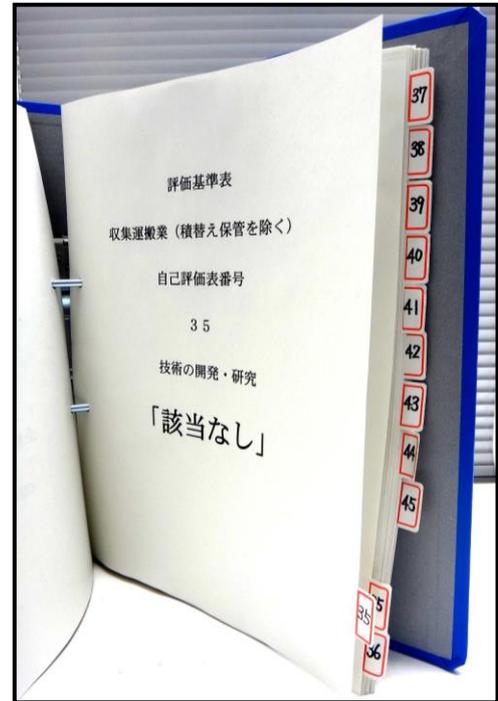
必要な書面は、認定の区分及び業の区分により異なります。申請の区分に合わせた番号のインデックスを付けてください。

④ 該当する書面がない場合は、「該当なし」等の旨を記入した書面を作成し、インデックスを付けてファイルに綴じてください。

【インデックス見本】



【「該当なし」の見本】



⑤ ひとつの書面で複数の項目を兼ねる場合は、その書面に該当するインデックスを貼って提出することができます。

【インデックスの例】 自社ホームページ画面

【添付資料例】 東京都環境公社ホームページ (写)

評価基準表

収集運搬業(積み替え保管を含む)

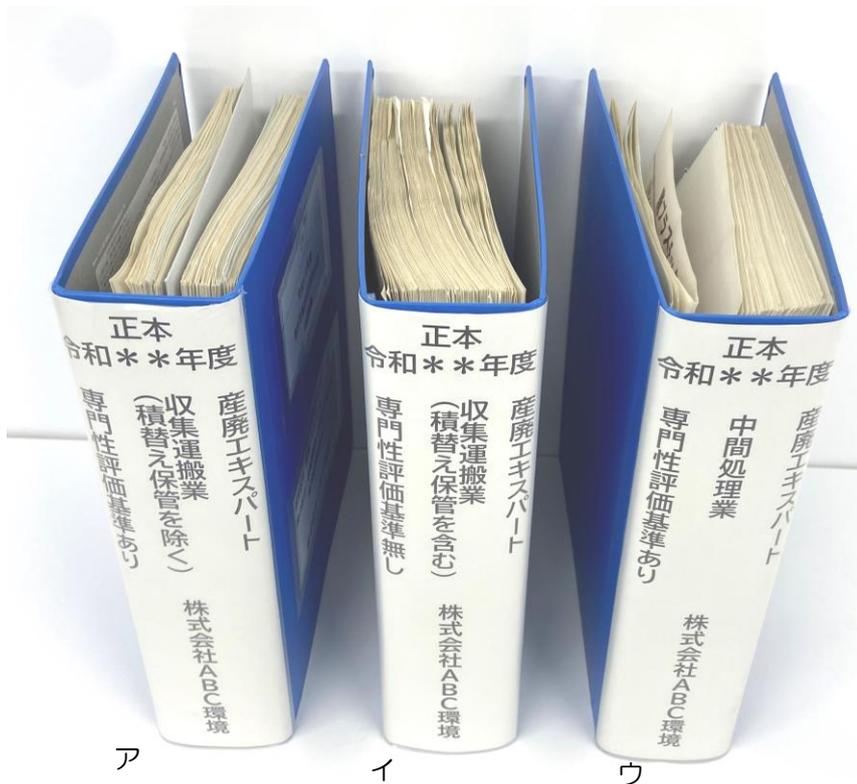
自己評価表番号

9 インターネット情報公開①会社概要

10 インターネット情報公開②施設及び処理状況

12 インターネット情報公開(料金表等)

⑥ 複数の業を同時に申請する場合は、業の区分ごとにファイルを作成してください。



- ア
収集運搬業（積替え保管を除く）
- イ
収集運搬業（積替え保管を含む）
- ウ
中間処理業

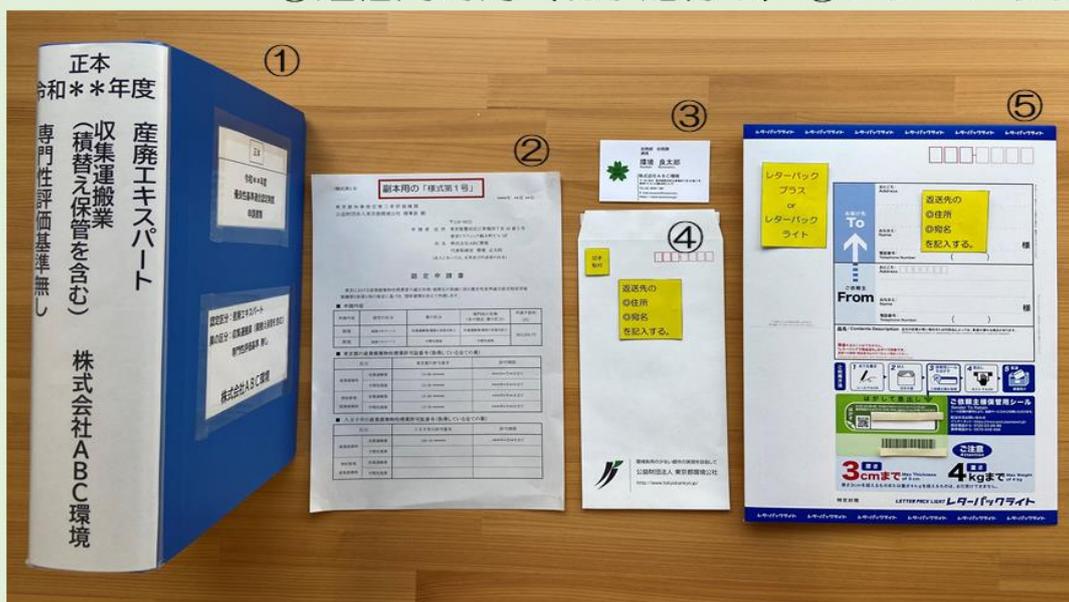
＜収集運搬業と中間処理業を同時申請される場合について＞

第1号から第7号の様式と、その添付書類については、1部のみ提出で結構です。
収集運搬業のファイルに綴じてご提出ください。

⑦ 以下の書類を提出してください。

- ＜提出するもの＞①正本 ②副本の様式第1号のみ ③担当者の名刺
④返信用封筒（切手貼付け）⑤レターパック

⑦ 書類の提出（郵送）



8 申請手数料

(1) 申請手数料 (P.10~11 のとおり)

- ① 申請書類提出前に下記<振込先>へお振り込みください。
- ② 「振込金受取書」「ご利用明細書(ATM)」等、振込が確認できる書面の写しを申請書のインデックス記号H(振込確認書面)として提出してください。
*インターネットバンキングを利用した振込の場合、振込日・振込先・振込人・金額等の情報が記載されている画面の写しをご提出ください。
- ③ 振込手数料は申請者の負担となります。
- ④ 一度納入された申請手数料は、原則返金いたしません。

※審査の途中でエキスパートの基準を満たせず、プロフェッショナルへ認定区分が変更になった場合でも返金いたしません。必ず、申請の前に基準を満たしていることを確認してから認定の区分を決めて下さい。

<振込先>

銀行口座

銀行名 三菱UFJ銀行

支店名 深川支店

店番 086

口座番号 1599124 (普通預金)

口座名 公益財団法人 東京都環境公社

(2) 遠隔地の審査

- ① 都の島しょ地域及び都外の遠隔地において現地審査を実施する場合は、審査の終了後に評価員の交通費及び宿泊費を申請者へ請求いたします。
- ② 現地審査は評価員2名で行いますので、交通費、宿泊費は2名分となります。
- ③ 算出基準は、以下のとおりとなります。
 - ・錦糸町駅を起点として、申請者の現地審査所在地までの直線距離が100km以遠の場合、往復の鉄道賃を請求いたします。(特急料金を含む。)
 - ・北海道、四国、九州(沖縄含)及び都の島しょ地域の場合は往復の航空賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。ただし、都の島しょ地域で交通手段が船便のみの場合は往復の船賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。
 - ・遠距離の場合や交通事情により、日帰りが不可能な場合は宿泊費として1人1泊当たり10,000円を請求いたします。

申請手数料表（消費税及び地方消費税を含む）

【新規申請】

単独の業の申請手数料

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業		専門性
産廃エキスパート	154,000円	198,000円	220,000円	+	33,000円
産廃プロフェッショナル	110,000円	154,000円	176,000円		

複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃エキスパート	中間処理業	297,000円	330,000円	363,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	319,000円	352,000円	385,000円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	231,000円	264,000円	297,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	253,000円	286,000円	319,000円

複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の 申請をする場合	業の区分①及び ②にて専門性の 申請をする場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	253,000円	286,000円	319,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	286,000円	319,000円	352,000円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を除く)	275,000円	308,000円	341,000円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	297,000円	330,000円	363,000円

【更新申請】

単独の業の申請手数料

認定の区分	収集運搬業 (積替え保管を除く)	収集運搬業 (積替え保管を含む)	中間処理業		専門性
産廃エキスパート	137,500円	181,500円	198,000円	+	33,000円
産廃プロフェッショナル	99,000円	137,500円	159,500円		

複数の業の申請手数料（認定の区分が同一の場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の申請を する場合	業の区分①及び ②にて専門性の申請を する場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃エキスパート	中間処理業	266,750円	299,750円	332,750円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	288,750円	321,750円	354,750円
産廃プロフェッショナル	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	209,000円	242,000円	275,000円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	228,250円	261,250円	294,250円

複数の業の申請手数料（認定の区分が異なる場合）

認定の区分	業の区分①	認定の区分	業の区分②	専門性を 申請しない場合	業の区分①または ②にて専門性の申請を する場合	業の区分①及び ②にて専門性の申請を する場合
産廃エキスパート	収集運搬業 (積替え保管を除く)	産廃プロフェッショナル	中間処理業	228,250円	261,250円	294,250円
	収集運搬業 (積替え保管を含む)		中間処理業	261,250円	294,250円	327,250円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を除く)	247,500円	280,500円	313,500円
	中間処理業		収集運搬業 (積替え保管を含む)	266,750円	299,750円	332,750円

9 評価内容及び審査

(1) 評価の基準

① 産廃エキスパート

「遵法性」、「安定性」及び「先進的な取組」の適合について判定します。

② 産廃プロフェッショナル

「遵法性」、「安定性」の適合について判定します。

③ 専門性評価基準（感染性廃棄物を取扱う場合に限る。）

「専門性」の適合について判定します。

④ 評価基準における必須項目

評価基準表の「遵法性」及び「専門性」の項目は、産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルともに、該当する項目のすべてを満たしていることを必須とします。

「安定性」及び「先進的な取組」は、各々の評価項目の得点合計を配点合計で割った得点率が下記の基準を満たすものを認定します。（得点／配点＝得点率）

⑤ 産廃エキスパートでは、「安定性」内の指定された項目を必ず取得していることとし、得点合計に含めます。

<評価の基準>

区分	遵法性	安定性	先進的な取組	+	専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	全項目 必須 (100%)	80%以上 (一部必須)	60%以上	+	全項目 必須 (100%)
産廃プロフェッショナル		70%以上	—		

<必ずお読みください>

令和5年度から、上記の「評価の基準」が変更となりました。

産廃エキスパートを申請される方は、遵法性の他に、安定性においても指定された項目は必ず取得していただく必要があります。

(2) 審査方法

評価基準表に基づき、書面審査及び現地審査を実施します。

① 書面審査は、提出された申請書類について評価員が審査します。

なお、書面審査において不足及び不備がある場合には、追加または再提出していただきます。

② 現地審査は、原則として評価員を2名1組とし、申請者の許可住所や施設住所の施設において、現地審査書類の内容をヒアリングや目視で確認し、評価基準に適合しているかを審査します。

(3) 現地審査について

<準備する書類>

- ① 現地審査において必要な書類は、評価基準表【現地審査】P.37～68のとおりです。副本と併せて、審査を行う施設に集めて用意しておいてください。
なお、確認する書類及び現地審査の日時については、事前にメールにて連絡いたします。
(下記②と③においてもこの時に詳細をお知らせします。)
- ② マニフェストと、その内容を照合できる処理帳簿及び委託契約書は、新規申請者は過去5年間分の中から、更新申請者は前回の審査日以降の中から指定し、確認させていただきます。
- ③ マニフェストや処理帳簿を電子情報で管理している場合は、端末画面で確認させていただき、状況により印刷・撮影することがございます。

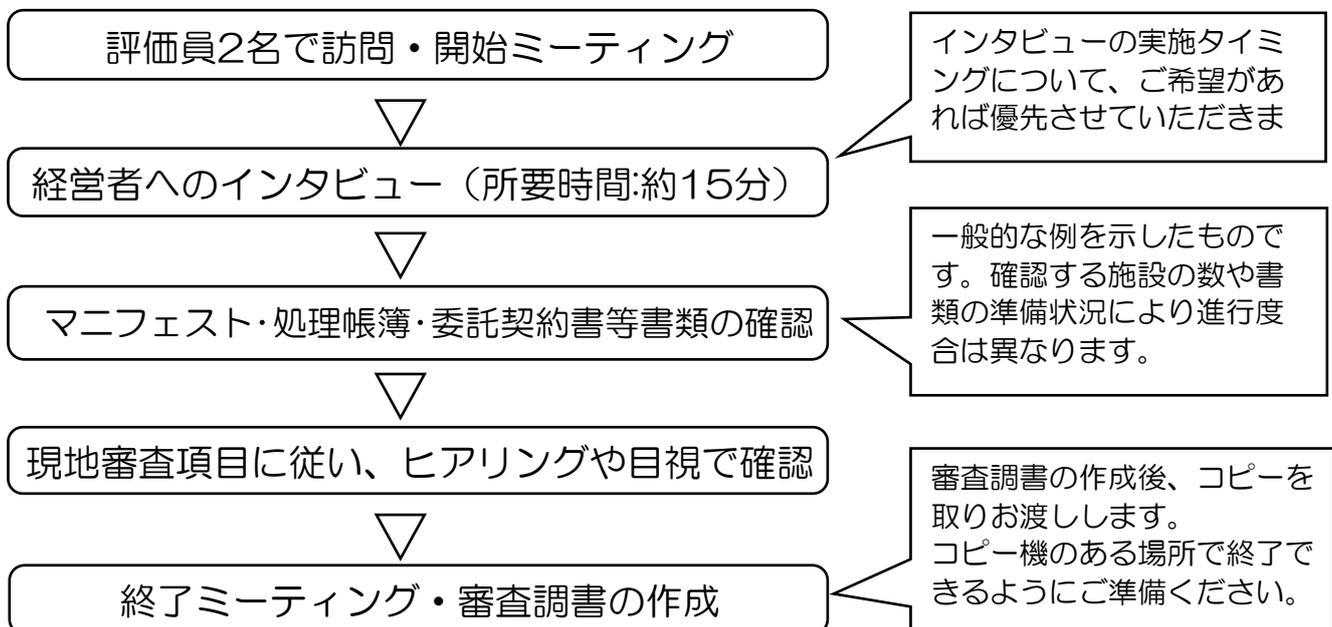
<審査に要する時間>

- ・単独の業の区分で申請した場合：午前又は午後のうち 2～3 時間程度
- ・複数の業の区分で申請した場合：午前及び午後

※「経営理念」の評価項目確認にあたり、訪問時間のうち 15 分程度の時間で経営者インタビューをさせていただきます。

※書類の準備状況、審査する施設の数・移動距離等により所要時間は前後いたします。

<審査の流れ>



10 判定及び認定

(1) 評価委員会の判定

評価委員会は、評価員が実施した書面審査及び現地審査の調査結果を基に、申請者の評価基準への適合の可否について判定します。

なお、産廃エキスパートで申請した事業者については、審査の結果、得点率が評価の基準に満たなかった場合でも、産廃プロフェッショナルの基準を満たしていれば、産廃プロフェッショナルの適合を認めるものとします。

(2) 認定の通知

- ① 評価委員会にて判定後、申請事業者には「判定結果通知書」を郵送します。
- ② 認定基準適合事業者については、東京都環境公社のホームページで公表します。
また、東京都知事と八王子市長に認定の結果を報告し、東京都と八王子市は報告に基づき、評価基準適合事業者の名称等をホームページで公表します。
- ③ 認定基準適合事業者には、認定証を交付します。(新規事業者は1月、更新事業者は3月)

11 認定証の取扱い・ロゴマーク等の使用

(1) 認定証の取扱い

- ① 主たる事務所の見やすい場所に掲示してください。
- ② 第三者に譲渡又は貸与することはできません。

(2) 認定事業者は、申請することにより「ロゴマークシール」及び「ロゴデータ」の使用ができます。「ロゴマークシール」及び「ロゴデータ」の使用の詳細については、東京都環境公社のホームページを確認してください。

【使用例】

名刺



マグネットを車に貼る



(3) 優良性基準適合認定制度（第三者評価制度）に対応した産業廃棄物処理業許可証の交付を希望する認定事業者には、東京都又は八王子市に「許可証再交付申請書」を提出することにより、ロゴマーク及び認定番号を付した産業廃棄物処理業許可証が交付されます。

＜お問い合わせ＞・東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当

03-5388-3587

・八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

042-620-7458



12 認定後の変更届等

申請した情報に変更が生じた場合、東京都環境公社のホームページより様式をダウンロードし、公社まで提出してください。

東京都環境公社ホームページ：

<https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/certification>

もしくは、右のQRコードから進めます。



(1) 変更届出書

法人は、名称・代表者・住所・業の区分のいずれかの変更が生じた場合

個人は、氏名・住所・業の区分のいずれかの変更が生じた場合

届出書と添付書類に加えて現在お持ちの認定証を公社へご提出ください。

変更内容を確認のうえ、認定証を再発行いたします。

(2) 廃止届出書

認定を受けた業の区分に係る事業を廃止した場合、又は廃業、吸収合併等の理由により認定証が不要となった場合（あわせて認定証を返納してください。）

(3) 再交付申請書

認定証を紛失、又は毀損したとき（毀損の場合には、認定証を添付してください。）

(4) 変更認定（トライアル認定）申請書

有効期間内に産廃プロフェッショナルから産廃エキスパートへ変更申請する場合

13 留意事項

- (1) 評価基準の認定を受けるか否かは事業者の任意です。また、評価基準に適合しているか否かは、業の許可基準とは本質的に性格が異なり、処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではありません。
- (2) 認定制度は、あくまでも評価基準への適合を認定するものであり、認定基準適合事業者が不法行為や不適正な処理を行わないことを、東京都、八王子市及び東京都環境公社が保証するものではありません。

